

## 議案第1号

### ○洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱

令和6年4月1日

教育委員会訓令第4号

(設置)

第1条 洞爺湖町立中学校の生徒が、将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査、研究及び情報収集に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る取組方針及び運営体制に関すること。
- (3) その他部活動の地域移行に関し、必要な事項に関すること。

(組織及び委員の委嘱)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから10人以内をもって組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 保護者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育長は、速やかに新たな委員を委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 第3条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて、意見もしくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。